

池田市防災会議運営要領の改正について

趣 旨： 経年変化やコロナ禍での教訓を反映した、池田市防災会議運営要領の改正案について、池田市防災条例第 6 条の規定に基づき池田市防災会議にお諮りするもの。		
現 行	改正案	備 考
<p>池田市防災会議運営要領</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 池田市防災会議運営要領に基づき、この会議を運営する。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 2 条 この会議は、会長が必要と認めるときに会長が招集する。</p> <p>(会議の成立)</p> <p>第 3 条 この会議は、定数の過半数をもって成立する。 2 委員が出席できないときは、委員の指名する者をもってその代理とすることができる。</p> <p>(表 決)</p> <p>第 4 条 会議の決定は、出席者の過半数をもって決定する。</p> <p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第 5 条 災害対策本部の設置について、この会議を招集するいとまがないときは、会長にその権限を委任できるものとする。</p> <p>(会議への委任)</p> <p>第 6 条 前条までに定めるもののほか、この会議について必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、昭和 4 0 年 6 月 2 1 日から施行する。</p>	<p>池田市防災会議運営要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、池田市防災条例（昭和 39 年条例第 36 号）第 6 条の規定に基づき、池田市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第 2 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。 2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 防災会議は、会長が必要と認められた場合に、書面または Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）により開催することができる。 4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(専決処分)</p> <p>第 3 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。 (1) 池田市地域防災計画に基づきその実施を推進すること。 (2) 災害に関する情報を収集すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。 (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。 (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、その他必要な協力を求めること。 (6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。 (7) 池田市地域防災計画（関係資料綴り）の修正に関すること。 (8) その他軽易な事項 2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>(防災会議の庶務)</p> <p>第 4 条 防災会議の庶務は、市長公室危機管理課が掌理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第 5 条 この要領に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、昭和 40 年 6 月 21 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 3 年 5 月 ●●日から実施する。</p>	<p>起草趣旨の明確化</p> <p>現行条文を整理統合</p> <p>コロナ禍での教訓を踏まえた修正（会議開催の柔軟性確保）</p> <p>可否同数の場合の処理を追記</p> <p>現行条文を含め、専決処分内容を明確化（災害対応における意思決定の迅速化）</p> <p>庶務主管部署の明確化（新規記載）</p> <p>会長裁量への委任</p>

(参 考) 池田市防災条例（昭和 39 年 10 月 1 日条例第 36 号）

(会議の規定)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事、その他運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。